

南山大学学生留学規程

(総 則)

第1条 南山大学学則第29条に定める本学学生の外国の大学への留学（以下「留学」という。）
に関しては、この規程の定めるところによる。

(留学の認定)

第2条 留学しようとする者は、あらかじめ派遣留学の認定を受けなければならない。

② 派遣留学の認定は、国際センター委員会の作成した原案に基づき、関係学部教授会の議を
経て、学長が行う。

(出願資格)

第3条 派遣留学の認定を受けようとする者は、次の各号の条件を満たすものでなくてはならな
い。

- 1 本学に1年以上在学していること。
- 2 留学目的および留学計画が適切であること。
- 3 学業成績ならびに人物考課が優秀であること。
- 4 外国語の研修を目的とする場合を除き、十分な外国語の能力を有すること。
- 5 原則として留学する大学の入学許可（書）を有すること。

(留学手続)

第4条 派遣留学の認定を受けるためには、「留学願」、「留学計画書」、「入学許可書」（写し）
のほか、国際センター委員会が求める書類を提出しなければならない。

第5条 留学した大学で履修した授業科目について本学における単位認定を受けようとする者
は、留学前に所定の手続を行わなければならない。

(留学期間)

第6条 留学期間は、3か月以上とする。ただし、2年を超えることはできない。

第7条 前条の留学期間のうち、修業年限への算入は、1年を限度とする。

(授業料および奨学金)

第8条 派遣留学生は、留学期間中も授業料その他の学生納入金を、全額納入しなければならな
い。

第9条 派遣留学生に対する奨学金の支給については、別に定める。

(授業科目履修登録)

第10条 派遣留学生は、教務委員会の承認を受けて、授業科目の履修登録を延期することができ
る。

第11条 留学が年度途中から始まり、当該年度を超える場合、留学前本学で履修中の授業科目を
留学終了後継続して履修しようとする者は、あらかじめ所定の手続をしなければならない。

(帰国届)

第12条 留学を終えて帰国したときは、直ちに所定の帰国届を提出しなければならない。

(単位の認定)

第13条 留学中に履修した授業科目の単位につき、本学における単位認定を受けようとする者は、

留学先大学の発行する次の各号の文書を添付の上、教務委員会に申請しなければならない。

- 1 当該授業科目の成績証明書あるいはそれに代わる文書
 - 2 当該授業科目の時間数および単位数を証明する文書
 - 3 その他教務委員会が提出を求める資料
- ② 単位認定の判定に際し必要がある場合は、試験を行う。
- ③ 単位換算は、留学先大学の認定した単位数とは別に、その実質的履修時間数を考慮して行う。
- ④ 認定する単位数は、30単位を限度とする。

(留学の認定の取り消し)

第14条 派遣留学の認定を受けた者が以下の各号に該当する場合は、派遣留学の認定を取り消すものとする。

- 1 留学前または留学中に、著しく人権を侵害する行為をした場合
 - 2 留学前または留学中に、犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為をした場合
 - 3 留学前または留学中に、学生の本分にそむき、本学の名誉を汚す行為をした場合
 - 4 南山大学学則および規程に違反する行為をした場合
 - 5 留学先国の法律または留学先大学の規程に違反する行為をした場合
 - 6 留学前または留学中に、休学または退学の願い出をし、学長の許可を得られた場合
- ② 派遣留学の認定の取り消しは、国際センター委員会の作成した原案に基づき、関係学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 学生の留学に関する内規（昭和48年2月6日施行）は、廃止する。
- 3 大学院学生の留学に関しては、この規程を準用する。

附 則

この規程の改正は、昭和60年2月5日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。